

◇ 学位論文審査要旨 ◇

張 悦

中国大陸および台湾における
民事執行制度の意義と課題
——日本法との比較考察——

審査委員 主査 佐 上 善 和
副査 樋 爪 誠
副査 田 村 陽 子

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

中国（中華人民共和国，以下〈単に「中国」という〉）および台湾では，民事執行において請求権はどのように実現されるのか，日本での場合とどのような異同があるのか，異なる規制からお互いにどのような示唆を受けることができるのか，こうした問題関心を本論文はテーマとしている。

本論文は3つの部分から成り立っている。第1部は，中国における民事執行制度の歴史的沿革・制度構成および法体系を整理したうえ，その具体的な制度の意義と課題を紹介し分析している。中国では民事執行についての定めは，民事訴訟法の執行編において規律されている。しかし，個人破産を認めていない中国においては，民事執行手続は，民事強制執行の機能だけではなく個人破産の機能も果たしているため，非常に重要な手続なのである。近年，中国では市場経済の急速な発展に伴い，債権・債務に関する紛争がますます増加している。1990年代中期以降，中国では判決を実現できないという「執行難」の問題がクローズアップされてきた。信用度の低い社会，債務者の財産隠し・遁走あるいは地方保護主義・部門保護主義等がその原因として指摘されてきた。

第2部は，台湾の強制執行法における具体的な制度の意義と課題について紹介と分析を行っている。ここでは台湾の現行強制執行法が，成立後2012年まで計7回の

改正がなされ、これによって日本法・ドイツ法およびアメリカ法の影響を受け、独自の特徴をもつ法律となっていることが指摘される。台湾強制執行法は、構成および内容から見れば、基本的に日本民事執行法と同様である。しかし、類似点とともに、相違点も存在する。「双子の兄弟」と言われている日本法と台湾法には民事執行法の分野でいかなる異同があるのかを検討している。

第3部では、中国、台湾および日本民事執行制度との比較考察を行い、お互いどのような示唆が得られるかの検討を行っている。

この分析において、各国の執行制度に共通する債務名義の必要性、多数債権者が競合した場合の配当原則に関する平等主義にもかわからず、隣接する制度として個人破産を認めるか否かによって、民事執行制度の中に特別な定めが必要になることを指摘するなど、興味ある分析がなされている。そうした事項のうち権利実現の実効性の確保のため、債権者の権利を強化する財産照会制度や債務者目録制度が比較対照され、他方で、中国法にみられる「執行和解」の制度を手掛かりとして任意履行率を引き上げさせ、かつ柔軟な権利実現を達成できる執行ADRなどの解決方策について検討している。

以下、本論文の具体的な構成を示した上で、その内容を紹介する。

2 本論文の構成

本論文は、以下の構成からなる。

はじめに

第1部 中国大陸民事執行制度の意義と課題

第1章 中国大陸における民事執行制度の概説

第2章 民事執行手続の一般規定

第3章 金銭債権の執行

第4章 非金銭債権の執行

第5章 担保権の実現

第2部 台湾民事執行制度の意義と課題

第1章 台湾における民事執行制度の概説

第2章 民事執行手続の一般規定

第3章 金銭債権の執行

第4章 非金銭債権の執行

第5章 担保権の実現

第 3 部 日本民事執行法との比較考察

第 1 章 中国大陸民事執行制度と日本法との比較考察

第 1 節 日中両国における民事執行制度とその特徴の比較

第 2 節 中国法への示唆——債権実現手続の整備と実効化

第 3 節 日本法への示唆——手続開拓による多様化

第 2 章 台湾民事執行制度と日本法との比較考察

第 1 節 日本と台湾における民事執行制度とその特徴の比較

第 2 節 台湾法への示唆——現有制度の活用

第 3 節 日本法への示唆——債務者保護の強化

おわりに

(本論文のうち、第 1 部および第 3 部第 1 章該当部分については、「中国民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——(1)・(2)」の題名で立命館法学 341号 (2012年 6 月) 480-510頁および343号 (2012年10月) 299-353頁にすでに公表されている。また、第 2 部第 1 章から第 4 章該当部分については、「台湾民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——(1)」の題名で立命館法学347号 (2013年 6 月) 345-387頁に掲載されており、第 2 部第 5 章および第 3 部第 2 章該当部分については、「台湾民事執行制度の意義と課題——日本法との比較考察——(2)」との題名で立命館法学349号 (2013年10月) 180-218頁で公表された。)

3 本論文の内容

(1) 中国民事執行法の法体系

第一部「中国大陸民事執行制度の意義と課題」では、中国における民事執行制度の歴史的沿革法律とこれを補完する人民法院の「執行解釈」や「執行規定」の内容および具体的な制度が紹介されている。

中国における強制執行に関する法律は、唐時代からすでに存在していたが、清時代までに、自力救済から公力救済へ、また人的執行から物的執行への転換をおおむね実現していた。清末期の法律改革においては、政府の修訂法律大臣であった潘家本が外国の法律専門家を顧問に迎え、基本法の草案を作成し、伝統的な中国の固有法を改正し、ヨーロッパ大陸法体系への一步を踏み出した。民事執行制度については、清政府が日本の松岡義正を立法顧問として、全418条の『強制執行法(草案)』を起草したが、審議を行わないうちに清王朝が滅亡した。その後、中国は中華民国

時代に入ることになる。この時代において、先進国の民事執行制度の継受に関する議論は途絶えることなく続き、1940年1月19日に、台湾の現行民事執行制度の礎石となる『強制執行法』が定められた。同法は計8章142条にわたるもので、アジアでの最初の独立した民事執行法であると言われている。

中華人民共和国成立後、共産党政府は中華民国時代の法律をすべて廃棄し、また1978年までは法律全体が軽視されていた。1978年以後、法制度の立直しが図られ、民事執行に関して言えば、1982年3月に「中華人民共和国民事訴訟法（試行）」が決議され、1991年に正規の法律として施行され、その中に強制執行に関する規定が含まれている。その後、2000年から民事執行法の立法作業が開始され、中国最高人民法院は、日本・ドイツの民事執行法をモデルとして『中国民事強制執行法（草案）』を作成し、改訂を図っているが（最新のものは第6版、2011年3月）、民事訴訟法から民事執行法を分離・独立させるべきかどうかについて学者や実務家で意見が分かれているため、まだ立法の見込みがない。

中国の強制執行制度は、主に3つの部分で規律されている。第1は、現行民事訴訟法第3編「執行手続」における定めである。第2は、中国の特色ともいえる最高人民法院の司法解釈である。第3は、民事実体法の中にも含まれる定めである。中国では民事執行は「執行手続」と「執行措置」に分けて定められている。「執行手続」とは、執行開始・執行停止・執行終了・執行救済などの、執行措置を行うための手続形態を指し、「執行措置」とは、執行法院が執行根拠による確定した権利・義務を具体的に実現する方法・手段である。例えば、差押え・換価・配当などである。なお、強制執行の態様は、直接強制・代替執行・間接強制の3種類があり、直接強制と代替執行は日本法での意義とほぼ同義であるが、間接強制についての理解は、日本法と少し異なっている。

(2) 中国の執行手続の個々の規律内容

第1部第2章から第5章では、民事執行の制度が具体的に紹介・検討される。この中で興味を引くのは、次の諸点である。① 執行文付与の制度がないこと、② 担保権の実行についても債務名義を必要とすること、③ 執行の開始は、債権者の申立てによるのは当然であるが、さらに職権によってもなされること、④ 執行和解の制度が明文で認められていること。これは執行手続において債権者と債務者が債務の履行について合意することにより、執行手続の一時停止または終了をさせることができるものである。⑤ 執行猶予の制度も一般的に認められること、⑥ 強制競売を実施するのは民間競売会社であること、⑦ 配当につき徹底した平等主義がと

られていること、⑧ 間接強制について罰金、勾留まで認められること。こうした点の日本法との比較は後に行われる。

(3) 台湾の民事執行法の体系

第 2 部「台湾民事執行制度の意義と課題」では、台湾における民事執行制度の歴史沿革、法規の構成、法体系および具体的な制度を紹介している。

1949年、中国国民党と中国共産党の内紛に終止符が打たれ、これに敗北した中国国民党は台湾に逃れた。この時点から中国法は中国大陸法と中国台湾法という 2 つの支流に分かれることになる。台湾では、国民党政府が清末期からの中国法をそのまま継受しつつ、日本、ドイツさらにはアメリカの影響を受けながら独自の発展をしていった。1940年の中華民国国民政府による強制執行法もそのまま継受され、現行の台湾強制執行法につながっている。

台湾の強制執行法は、構成および内容から見れば、基本的に日本民事執行法と類似している。両者はともに、実現すべき請求権によって手続を異にし、金銭債権と非金銭債権とに分かつのが基本である。台湾法および日本法は、金銭債権の執行は、差押え・換価・配当という 3 段階からなる共通の手続構造を有し、非金銭債権の執行は、実現すべき請求権の内容によって物の引渡し、作為・不作為請求権の執行に分ち、執行方法も直接強制・代替執行・間接強制の 3 つに分けられる。この点でも両者は共通する。

台湾の強制執行法はその成立後、2012年までの間に計 7 回の改正を経ている。この 7 回の改正を経て、① 強制執行法における当事者主義の採用、② 平等主義から優先主義への接近、③ 間接強制の強化、④ 換価手続の合理化・弾力化および⑤ 財産照会制度と財産報告制度の導入を実現してきた。

(4) 台湾強制執行法の個々の規律

第 2 部の第 2 章から第 5 章まで、台湾強制執行法における具体的な法制度を紹介している。

この部分で、興味を引く点を拾っていくと、次のようなものがある。① 抵当権の実行についても債務名義を必要とすること、② 執行機関は地方裁判所におかれた民事執行処であって一元的に管轄すること、③ 執行文付与の手続が存在しないこと、④ 債務者の責任財産に対する調査方法として、債権者による調査報告、執行法院の職権による調査および債務者への財産報告命令の 3 つの方法が整備されていること、⑤ 職権または当事者の申立てによる執行延期・執行停止の制度がある

こと、⑥ 配当について日本法と同様に平等主義を基本としつつも優先主義の考え方を導入していること、⑦ 間接強制は行政罰であって強制金は国庫に帰属し、また場合によって債務者を勾留することができること。こうした点についての日本法との比較は後になされる。

(5) 日本法との比較考察

1) 中国法と日本法との比較

第3部「日本の民事執行制度との比較考察」では、日本・中国・台湾の民事執行制度の異同点につき、比較考察が行われたうえ、お互いに示唆を与える可能性があるかが検討される。

第3部第1章「中国大陸民事執行制度と日本法との比較考察」では、日中両国における民事執行制度とその特徴が比較されており、日本法から中国法への示唆および中国法から日本法への示唆について検討される。

上記(4)1) で取り上げた項目を中心に検討することが適切であろう。

まず第1に、中国法では日本法のように執行文の制度がないことが指摘される。強制執行が適法であると認められる要件を観念しないわけである。これは、中国の法院が債務名義の形成とそれに基づく執行の双方を担当して、この機能を観念的に分離しないという考え方を前提としているため、「受訴裁判所」から「執行裁判所」に橋渡しの役割を担う執行文の制度を採用しない点に原因がある。強制執行が適法である担保は債務名義（中国法では「執行根拠」という）が担うことになる。この点で両国の法制度には大きな差異がある。

第2に、中国法では一元的な執行機関制がとられ、歴史上も執行官制度が存在しない。また競売等は、執行官ではなく民間会社が担当している。

第3に、強制執行手続における多数債権者の処遇の問題がある。金銭執行において、無担保債権者が競合した場合に、平等主義・優先主義・群団優先主義などの考え方があり、国により取扱いはさまざまである。日本の民事執行法は、債権者平等主義を原則的に採用しつつもこれを制限し、優先主義にかなり接近している。これに対して、中国でも日本法と同様に、平等主義が採られている。しかし、中国では商人破産主義がとられているため、消費者破産が認められておらず、個人または法人格なき社団または財団は、経済的破綻状態に陥った場合でも、民事執行制度しか利用できない。それゆえ、中国の強制執行手続において無名義債権者の配当参加を認めて、消費者破産の機能をカバーする必要がある。消費者破産や個人再生の手続の完備した日本法とは著しく状況が異なる。

第4に、間接強制について取り上げよう。日本では、平成15(2003)年の法改正によって、任意履行促進のための手続としての間接強制の補充性が否定され、その適用範囲が拡張された。中国では、間接強制(中国法では「遅延履行金」という)とは、罰金や刑事上の処罰を含む広いものとして考えられている。過去の日本法と同様に、補充的な執行方法に過ぎないとされている。中国法の遅延履行金と日本法の強制金とは似たような制度であるが、規定が十分でないため、実際のところあまり利用されていない。この点についていえば中国法は、日本法を参考して、① 間接強制の補充性を廃止すること、② 間接強制についての定めを整備し、その適用範囲と手続の流れを条文で明確化することによって制度を活用することが考えられる。

第5に、強制管理制度の整備と活用について日本法を参考に中国法の改善を図ることが考えられる。日本では、不動産執行において、強制競売かあるいは強制管理か、債権者はいずれか一方を選択することができまたは両者を併用することもできる。中国法においては、強制管理の定めに関する条文は、適用意見302条しかない。不動産を対象とする強制執行の重要性にかんがみると、日本法にならい、強制管理についての定めを詳細化することが検討されよう。

第6に、民事執行と租税等の滞納処分の手続を調整する法律規定の整備の問題がある。民事執行としての競売が行われている財産に対して滞納処分としての差押えをするか否か、また、滞納処分による差押えがなされている財産に対して民事執行を行うことができるか否かは、日本でも中国でも、実務上重要な問題である。この問題について、日本では、昭和32(1957)年に「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)」が制定された。中国では、滞納処分(行政処分)と民事執行の手続を調整する法律または規定が整備されていない。実務では、差押えの先着手主義に従い、後者が先行手続に配当要求を申し立てるか否かについては、地域ごとにやり方が異なっている。滞納処分による強制換価と民事執行による強制換価との相互関係を整序することは重要な意味を持つ。中国においては、日本の滞調法を参考にして独自の事情をも考慮しながら、滞納処分と強制執行等との手続間の調整に関する法律を設けるべきであろう。

第7に、少額訴訟債権執行手続の創設が考慮される。日本では、平成8(1996)年の民事訴訟法改正で少額訴訟の制度が設けられた。その後、強制執行の負担を減らすため、平成16(2004)年の改正法では、一般の債権執行のほかに、少額訴訟手続で得られた債務名義を有する債権者だけが簡易に利用できる債権執行の制度が設けられた。中国では、2012年民事訴訟法改正において、少額訴訟制度が新設され

た。今後中国でも少額訴訟手続に続く日本法のような少額訴訟債権執行手続の構築が必要であると思われる。

逆に、中国法が日本法に与える示唆は2点ある。

第1点は、執行手続における債権者・債務者間の利害を再調整する仕組みを導入する可能性である。中国法が認めている執行和解の制度からの示唆である。中国法上、執行和解は公法上の執行制度の中に私的自治の考え方を導入するものであり、① 履行主体、② 執行目的物および履行金額、③ 履行期限および④ 履行方式について合意をすることができ、その合意に基づいて執行根拠（債務名義）の内容を変更することができる。債務名義形成過程で考慮されなかった債務者の履行状況を反映させて合意成立を図り、もって債権者・債務者の利害の調整を図るものである。これにより任意履行率の向上を図ることができる。

権利確定段階での当事者間の和解と同様に、職権主義が優越する執行段階でも強制的な手続と、債務者の任意履行を促すためのプロセスとしての執行和解を認めることに合理性がある。執行は当事者による交渉の余地が全くない手続だと硬直的に把握することは好ましくない。当事者の和解的契機を含む多様な権利実現のルートを開発する余地がある。中国法の執行和解の制度は、日本法の下でも受容される余地がある。また日本法の下でも民事執行の過程で当事者間の対話ないし合意を導入しようとする学説が存在することからも、中国法の執行和解の研究は日本法にも大きな示唆を与えるであろう。

第2点は、執行猶予の制度である。執行猶予の制度は、執行手続において債務者が法院に担保を提供し、債権者の同意を得れば、法院が執行猶予の決定をすることができるとするものであり、債務者が期限を経過してもなお履行しないときは、法院は債務者の担保財産または保証人の財産に対して執行できる。日本法では少額訴訟においては、弁済猶予や分割弁済等の裁判をすることができるが、執行段階での猶予等を認める制度を有していない。この点から、中国法の執行猶予を日本法に導入することが検討されてよい。

2) 台湾法との比較

第3部第2章では、日本と台湾における民事執行制度とその特徴が比較検討されている。台湾強制執行法は、体系および内容から見れば、基本的に日本民事執行法と同様である。台湾法は、歴史的に日本法とは「双子の兄弟」とも言うべき関係にあり、外国法の中でも日本法からもっとも強い影響を受けてきたと言われている。実際にも両国の民事執行制度には類似点が多いが相違点もある。類似点を掲げるこ

とは省略して、主な相違点のみを挙げると、① 台湾法では担保権の実行についても債務名義が必要とされること、② 執行文付与の制度が存在しないこと。日本と同様にヨーロッパ大陸法系に属するにもかかわらず、台湾の強制執行に執行文の付与を必要としないのは、執行機関である「執行処」が裁判機関である法院の内部に置かれ、分離されていないためである。③ 民事執行の多くの事務は裁判官ではなく「司法事務官」が担当していること。④ 台湾法では間接強制は、作為・不作為義務の執行方法として認められているが、強制金は国庫に帰属すること、また債務者の拘禁が認められていること。⑤ 債務者の責任財産を探索する方法が多様に認められていること。すなわち債権者の調査・報告のほか、法院の職権による調査(第三者に対する照会制度)および債務者に対する財産報告制度があること。こうした点が指摘できる。

日本・台湾における民事執行制度とその特徴に対する比較考察を通じて、日本法から台湾法に対して改善の示唆を与えることができると考えられるのは、次の点である。まず第1に、間接強制の制度の改革である。間接強制の補充性を廃止して適用範囲を拡充すること、債務者の拘禁という人的執行制度の要素を撤廃すること、強制金の国庫帰属を改めて債権者に支払われるようにすること、直接強制化間接強制かの選択を認めることが、その具体的な内容として挙げることができる。こうした改善によって、間接強制の制度が利用しやすくなるであろう。

第2点は、債務者の責任財産を把握する手続の拡充である。台湾では、1940年強制執行法の制定当時に金銭執行の債務者の財産報告という制度が存在しており、その後1975年の法改正を経て財産報告の義務者の範囲を拡大し、1996年の法改正を行う際、ドイツの財産開示制度を参照して報告財産の範囲を拡大するとともに物の引渡しの執行にあたる財産報告制度を導入し、さらに対象財産を探索するための第三者に対する財産照会制度を新設した。しかし、上記の両制度はともに十分に活用されていない状態が続いている。法規制の上では、日本法よりも充実している。しかしなお改善の余地がある。日本において立法に向けて議論されている内容が参考となる。2013年に「民事執行制度の機能強化に向けた立法提案」が公表されたが、ここに指摘されている事項から、財産開示につき執行不奏功の要件を廃止すること、債務者に対する財産目録提出命令が債務者の申立てによってもなしうる事が提案されていることが、台湾のこの制度が活用されていない問題点の解決にもなりうる。

これに対して、台湾法から日本法に対する示唆としては、中国法の項でも見たように、執行猶予の制度を導入することが挙げられる。その理由については繰り返さ

ない。また台湾法によると、強制執行を実施するにあたって、執行を続行すると不適当と認められる特別な事情があるときは、法院は執行の期日を変更または延期することができるとする、いわゆる苛酷執行に関する定めを置き、債務者保護を明らかにしている。日本法ではこうした定めがないが、検討に値するといえよう。

(6) まとめ・課題

以上の検討を踏まえて、本論文では今後の今後の課題が設定されている。とりわけ次の2点が重要である。

第1に、債務者の財産開示制度の充実に向けた研究が重要である。中国においても、急速に信用社会に突入している。強制執行においては、債権執行が重要な意味をもつことになる。債権の存在は債権者からは見えにくいいため、強制執行を確実に行うためには債務者の財産開示制度の充実が不可欠である。中国、日本および台湾はそれぞれ財産開示制度を有しているが、なお十分とはいえない状況にある。そのためには、日本で強制執行法制研究会が取り組んでいるように、諸外国の制度を研究することが重要である。さしあたり、ドイツ法の財産開示制度やフランス法のアストラントなどの制度の研究が課題となる。

第2に、権利の実効性を確保すると同時に、いかに任意履行率を引き上げるか、あるいはいかに柔軟な権利実現を達成できるかについての問題も看過できない。この点で重要な示唆を与えられると思われるのは、中国法の「執行和解」の制度である。中国においては、強制執行において破産の機能をも担わなければならないという状況にあるため、経済的困窮状態にある債務者の更生・再建という発想を取り入れ債権回収プロセスを多元的なものにすべき要請が働く。具体的にどのような方法が可能であるかの検討が課題となる。また執行和解の制度は、これをもたない日本法に検討の示唆を与える。日本では少額訴訟においては分割払いや弁済猶予を命じることができるが、その他の金銭債務においても同様の考慮をする可能性や、執行段階で当事者の合意を重視する学説が登場している。債権者と債務者の利害の調整の場を、執行段階でも設定することを検討すること、裁判外の解決制度（ADR）として検討することが、さしあたり課題となる。

このようにして、日本・中国・台湾の執行制度における債権者と債務者の処遇について、比較研究を行う上で、執行手続において、債権者・債務者間の利害のバランスをいかに調整するか、または当事者あるいは利害関係者の利益をいかに保護するかという問題については、今後の課題として検討することが明らかにされている。

〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は、中国および台湾における民事執行法の内容、その特徴を明らかにしたうえで、日本法との比較検討を行い、相互に改革に向けて示唆を得ることを目的としている。

本論文が対象としている中国および台湾の民事執行法については、これまでわが国ではほとんど紹介がなく、本論文第1部、第2部における紹介と検討は包括的なものであるだけに貴重な意味がある（なお申請者は、「人民法院の執行に関する若干の問題についての規定（試行）」についても翻訳し紹介している（立命館法学343号（2012年10月）2274頁以下）。中国では、消費者破産の制度がなく、民事執行においてその機能を担わなければならないため、配当については徹底した平等主義を維持しなければならないこと、また「執行和解」や「執行猶予」制度にみられるように、執行の段階で債務者の経済的困窮を前にして、その債権を視野に入れて債権者との合意によって執行根拠（債務名義）につき、履行主体、執行目的物や履行金額、履行期限および履行方式について調整を試みることができることが指摘されている。これまで知られていなかった制度やその背景に関する指摘であり、重要な意味がある。わが国でも裁判に代わる代替的紛争解決制度（いわゆるADR）の一環として、執行手続における当事者の交渉・合意に注目が集まりつつある。中国における執行和解は、日本法とはその経緯が全く異なるとはいえ、法律に取り込まれ運用されているのは興味深い。日本法が債権の実行手続においても当事者の交渉を取り込むことをどこまで認めるか、また法律に規定するかなど今後の議論と検討に委ねられているが、本論文において紹介されている中国法の執行和解は、これに重要な検討材料を提供するものであろう。

また日本法と比較した場合、中国法および台湾法の双方が担保権の実行についても債務名義を必要としているのは、わが国の民事執行法制定時にその必要性が指摘されながら実現されなかった経緯に照らすと示唆深い。他方で中国法および台湾法では、執行文の制度を有しない点でも共通している。受訴裁判所と執行裁判所の観念的な分離から認められる執行文の制度は、この両国では債務名義の形成と執行が法院の中で分離されていないことに理由があるが、執行文制度を当然の前提としているわが国からみると、一種の驚きをもつ。

執行の実効性を確保するために、債務者の財産の開示制度が重要な意味をもつことはいままでのない。これに対する各国の法制度には差異がみられる。法規制のレベルでは、台湾法が一步進んだ印象を受けるが、実際の運用には問題があることを

指摘し、諸外国の制度の研究の必要性を指摘する。日本でも立法化に向けた議論の途上であり、申請者がこの分野での研究成果を公表することは、それぞれの国にとっても意義のあることだと考える。

最後に、若干の問題点または注文を指摘しておこう。

この論文において、中国法から日本法への示唆、台湾法から日本法への示唆という点に一つの特徴を見出すことができるが、中国法や台湾法の紹介・分析についてより詳細かつ多面的に行うよう期待したい。本論文において重要な位置を占める中国法の執行和解を例にとって言えば、その実態が示されていないために、日本法にも検討に値すると指摘されても、その内容を正確に把握したいという反論が生じる。執行和解の法的規律とあわせて、現実にもどのような合意がなされ、和解の履行状況はどうなっているか、これに対する関係者の評価はどうか明らかにされて、日本で検討する際に必要かつ十分な資料が調うことになる。申請者も自認するように、今後はこうした事情を踏まえた研究を進めるよう期待したい。法制度をめぐって解釈上の争いが生じることが一般にみられる。こうした事例を取り上げることでも、制度の位置づけを明らかにするうえで重要である。例外は原則を照らす鏡といえるからである。本論文では、基本的な情報の提供とそれに基づく分析・検討にとどまったが、今後ともより詳細かつ多面的な研究を期待する。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本学位申請論文の公聴会は、2013年7月15日午後4時半から6時半まで学而館2階第2研究会室にて、本学教員・大学院生等の参加のもとで開催された。公聴会においては、申請者から論文の概要についての報告が行われ活発な質疑が行われた。

とりわけ、次のような事項につき質疑応答が交わされた。まず第1に、中国では執行和解制度が明文で存在しているが、これはどのような沿革および立法趣旨によるのかに関して、中国では消費者破産存在しないので、執行手続で多数の債権者との関係を調整する必要がある、このような制度が発展してきたのではないかが議論された。

第2に、中国および台湾では執行文付与手続がないが、これは、中国および台湾では法院が債務名義の形成および執行を一元的に統括する構成が採られていることに起因するのではないか、その点でドイツ・日本型の制度設計と基本的に異なることが議論された。租税債権との関連については、日本ではいわゆる「滞調法」により調整規定が定められているが、中国ではどうなのかにつき、先着主義によっていることの指摘がなされた。また中国での執行難の状況はいかなるものかにつき、自

殺者などが多く深刻な状況にあることが指摘された。また、非金銭債権の執行として子の引渡請求権に関し、台湾は国際条約に加盟しているのかについても、日本法の整備状況との関係で活発な意見交換がなされた。

これらの質問や意見に対し、学位申請者は、適切な受け答えを行った。また、報告と質疑の中で、審査結果で指摘した今後の課題についても的確な認識を有していることが示された。申請者は中国からの留学生であるが、論文において示された日本語文献の理解、論文の日本語表現および公聴会での報告や質疑において、研究者として十分に高い日本語能力を有することが確認された。

学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本博士学位申請論文およびその基礎となったすでに公表済みないし公表予定の論文の水準、公聴会における報告・質疑において、博士学位にふさわしい学力と十分な学識を有することが確認された。

以上の次第で、審査委員会は、全員一致で、本学位申請者に対し、「博士（法学）立命館大学」の学位を授与することが適当と判断した。